

くらしすと

2008年(平成20年)6月

6
June

vol.14



【テーマ記事】

環境に配慮した商品選び
～グリーン購入法～

2

トラブルQ&A

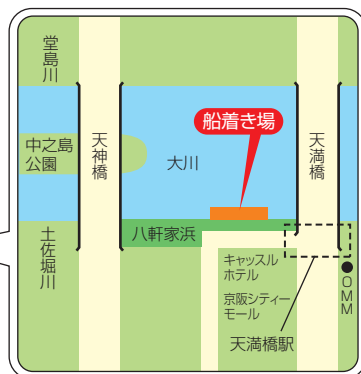
3

★出会い系サイトの
クレジット決済に注意!

お知らせ

4

★イベント情報



京阪・地下鉄谷町線
「天満橋」駅すぐ

行ってみよう!

はちけんやはま
八軒家浜船着き場

八軒家浜は、古くから大阪のにぎわい、発展を支えてきた交通の要衝であり、いわば水都大阪の歴史を象徴する場所です。

ニュース

■消費生活センターをかたって金銭を要求する手口に注意!

過去に悪質商法で被害にあった消費者に「消費生活センター」の職員をかたって、言葉巧みに金銭を要求する相談が全国の消費生活センターに寄せられている。

■清涼飲料水の異物混入事例について

厚生労働省は、購入した食品について開封されているなどの異常が認められた場合や異味異臭を感じた場合は、摂取せず、最寄りの保健所等に連絡するよう注意喚起している。

■エスカレーター事故を受け樹脂製サンダル の改善を要請

経済産業省は昨夏、米クロックス社製などの柔らかな樹脂性サンダルがエスカレーターに巻き込まれる事故が相次いだことから、製造・輸入業者に改良を、エスカレーターの保守管理業者に安全対策を要請した。

クイズ

はちけんやはま
八軒家浜船着き場

船着き場の名前にも
なっている「八軒家」。
この名前の由来は
何でしょう?

答えは
3ページ

環境に配慮した商品選び ～グリーン購入法～

グリーン購入ネットワーク(GPN) 事務局次長 深津 学治

1. グリーン購入とは

グリーン購入とは、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することをいいます。北海道洞爺湖サミットが開催される今年は、CO₂を含めた温室効果ガスの排出量を1990年よりも6%削減する約束期間の始まりの年でもあり、地球温暖化防止にとっても重要な年であるといえます。

リサイクル製品を購入することはもちろんですが、省エネタイプの電気製品や節水型の製品、詰め替えできる製品や長期使用が可能な製品を購入することも、グリーン購入であることができます。グリーン購入が社会的に大きく期待されるのは、私たち一人ひとりが、毎日の「購入」という行動を通じて実践できる環境行動であり、環境に配慮した製品の優先購入により、市場を通じて企業の環境対策を促進することができるからです。

2. グリーン購入法とは

政府は、国等の機関のグリーン購入をより積極的に進めるために、2001年にグリーン購入法を施行しました。グリーン購入法では、国や国の独立行政法人など、国の機関にグリーン購入の実践を義務づけています。霞ヶ関にある中央省庁だけでなく地方の出先機関や特殊法人、自衛隊なども義務の対象となっています。各機関は毎年度「調達方針」を作成・公表し、それにも

とづいてグリーン購入を実践し、調達実績を取りまとめて報告・公表することが義務づけられています。全国の都道府県や市区町村にもグリーン購入の「努力義務」が課せられており、私たち消費者や事業者は、「一般的責務」として位置づけられています。

グリーン購入法では、環境に配慮した製品やサービスの購入が求められていますが、購入量が増えないように、購入の際に必要性を考えることが重要であることも触れられています。

国のすべての機関は、グリーン購入法に沿って調達方針をつくり、毎年目標と実績を公表しています。地方自治体においても、すべての都道府県が調達方針をつくり、取り組んでいる一方で、市区町村、とりわけ町村では、調達方針をつくっている自治体が10%台と、まだまだ十分に取り組みが進んでいないことが分かります。

グリーン購入法では、「特定調達品目」と呼ばれる、国の機関が購入の対象とする商品カテゴリーが定められています。グリーン購入法が施行された2001年は、101品目からスタートし、その後毎年品目が追加され、2008年度では242品目挙げられています。また、品目ごとに、購入のための判断基準が定められており、判断基準を満たした製品を購入することが求められます。例えば、コピー用紙は、古紙パルプ配合率が100%、白色度が70%程度以下であることが、判断基準として定められています。

グリーン購入法の仕組み(出典:環境省)

国等における調達の推進

「基本方針」の策定(第6条)

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関(第7条)(国会、裁判所、各省、独立行政法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表



調達方針に基づき、調達推進



調達実績の取りまとめ・公表 環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に必要な要請(第9条)

地方公共団体・地方独立行政法人(第10条)

- 毎年度、調達方針を作成
- 調達方針に基づき調達推進

(努力義務)



◀環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮(第11条)

事業者・国民(第5条)

物品購入等に際し、できる限り、環境物品等を選択
(一般的責務)

品目と判断の基準(抜粋) ※2008年5月1日時点

コ ピー 用 紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
-----------------------------	--

製品を製造・販売する事業者は、自社製品が、グリーン購入法の判断基準を満たしているかどうかを自ら判断し、満たしている場合は、それを製品やカタログ、ホームページなどに記載することができる仕組みとなっています。そのほか、環境省が運営する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」や、グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」が、グリーン購

入法の判断基準を満たした製品の情報を提供するホームページ(情報源)として、広く活用されています。

※7月号では再生紙偽装について考えます。

参考「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」:
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

「エコ商品ねっと」: <http://www.gpn-eco.net/>

トラブル Q&A

出会い系サイトのクレジット決済に注意!

Q 3,000円分無料ポイント付きの出会い系サイトに登録。無料分はすぐなくなったが、メール相手から「会った時にサイトの料金は支払ってあげる」と言われ、学生用クレジットカードの番号を入力した。メール相手と会う約束はいつもキャンセルされ、カード会社から身に覚えのない業者名で高額請求書が届いた。とても支払えない。

A 契約者が未成年だったので、未成年者契約の取り消し^(※)通知をカード会社と決済代行会社に通知し、カード会社からの請求は取り下げられた。

出会い系サイトに登録しメールのやり取りをしたら、カード会社から高額の請求を受けたという相談が増えています。料金の支払い画面でいったんクレジットカードの番号を入力してしまうと、相手の甘い誘い文句にのり何度もメールのやり取りを続けているうちに、思いがけない金額になってしまうようです。

出会い系サイトは直接国内のカード会社と提携することができないため、決済代行会社と提携して国際カードでの利用料の回収を可能にしています。カード会社の請求書にはサイト運営業者とクレジットカード会社の間に立ち、クレジットカード決済の手続きを行っている会社(決済代行会社)が記載されます。

メール相手がサイトぐるみで詐欺をしていたとしてもそれを確かめることは難しく、いったんカード番号を入力するとカード会社に支払いを拒否することは困難です。

料金トラブル以外にもさまざまなトラブルを引き起こす可能性のある出会い系サイトなどの怪しげなサイトにアクセスしないことはもちろんですが、インターネットでカード決済をする時は、次の点に必ず注意しましょう。

■信用できないサイトには絶対にカード番号等の個人情報を入力しない

■身に覚えのない明細が届いた場合はすぐにカード会社に連絡する

※20歳未満の未成年者が契約する場合は、法定代理人(保護者等)の同意が必要です。

同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。ただし、小遣いの範囲内の契約や「成年である」と偽った契約などは取り消すことができません。



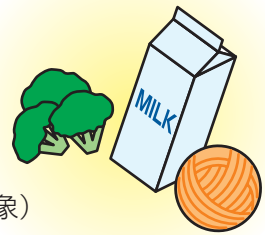
クイズの答えは 江戸時代に八軒の宿があったから です。

しゅうん
舟運の全盛期であった江戸時代に、八軒の船宿が軒を連ねていたことから「八軒家浜」と呼ばれるようになったといわれています。

この八軒家浜は、水の都大阪再生の核となる取り組みとして、水上交通の拠点となる船着き場や親水護岸・遊歩道等の施設の整備が進められています。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★ 夏休みキッズ体験講座 ★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 会場 大阪市消費者センター実習室(南港ATC ITM棟3階)
- 対象 大阪府内在住の小学4年生～6年生とその保護者
- 定員 各回18組 36人(申し込み多数の場合は抽選)
- 費用 無料
- 締め切り日 平成20年7月15日(火)
- 一時保育 定員10人 無料(要事前予約、2歳以上の幼児および小学3年生までが対象)



主催：大阪府消費生活センター・大阪市消費者センター 企画：(財)関西消費者協会

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会 TEL:06-6613-1030 <http://kanshokyo.jp/>

大阪市からのお知らせ

くらしの達人!わんデー講座



テーマ：私と色の大切な関係！
～色彩がこころとからだに与えるセラピー効果～

内容 色彩が心身に与えるセラピー効果(リラックスやストレス発散、自己発見など)を簡単なワークを交えながら、わかりやすくお伝えします。インテリアやファッションの色など、生活への役立て方についてのお話もあります。
あわせて契約をしなくなるように心身にゆとりを持たせましょう。

- 開催日時 8月7日(木) 13:30～15:00
- 会場 難波市民学習センター 第1研修室
大阪市浪速区湊町1丁目4番1号OCATビル4階
※最寄り駅…地下鉄・南海なんば駅、近鉄・JR難波駅
- 対象 大阪市内在住・在勤・在学の方
- 定員 50人(申し込み多数の場合は抽選) ※一時保育はありません。
- 締め切り日 7月31日(木)

テーマ：みんなでたのしく作ろう!手作りおもちゃ
～手作りおもちゃを通して地球環境を考えよう～

内容 身の回りにあり、ごみとして捨ててしまうような牛乳パック、フィルムケース等を使って、楽しいおもちゃを作り、エコライフについて学びましょう。夏休みの宿題にも役立ててください。

- 開催日時 8月20日(水) 13:30～15:00
- 会場 大阪市消費者センター 研修室1
大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
※最寄り駅…ニュートラム「トレードセンター前駅」2号出口
- 対象 大阪市内在住・在学の小学生(保護者同伴)
- 定員 20組40人(申し込み多数の場合は抽選)
- 一時保育 定員14人 無料(要事前予約、2歳以上就学前の幼児)
- 締め切り日 8月13日(水)

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525
※大阪市電子申請システムからも受け付けしています。

消費生活相談 ☎06-6614-0999 (毎日) 10:00～17:00
(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ「くらしのひろばエル」(パソコン・携帯電話)
<http://www.city.osaka.jp/Lnet>

●内容

	日 時	テーマ
第1回	7月22日(火) 13:30～15:00	遺伝子の世界をのぞいてみよう ～ブロッコリーからDNAを取り出そう～
第2回	7月24日(木) 13:30～15:00	牛乳パックでハガキをつくろう ～みんなでエコライフに参加しよう～
第3回	7月29日(火) 13:30～15:00	食品の色のひみつ ～いろいろな食品で 毛糸に色を染めてみよう～

大阪府からのお知らせ

「くらしに身近な金融講座」 ～通信講座開講のご案内～

- 期間 平成20年10月～21年1月(4回、毎月テキストを送付)
- 費用 添削課題を送付する郵送料は受講者が負担(切手代80円×4回) テキスト費用、添削費用は無料
- 対象 日本国内在住者
(ただし、金融広報アドバイザーは対象外)
- 募集人員 全国約5,000人(個人対象、企業単位の申し込みは不可)
※応募多数の場合は抽選により決定
- 締め切り日 平成20年8月20日(水)の消印日まで受け付け
- 問い合わせ先 大阪府金融広報委員会(事務局：日本銀行大阪支店内)
TEL:06-6206-7748
(受付時間：平日9:00～17:00)

消費生活相談 ☎06-6945-0999 (月～金) 9:00～17:00
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。
消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)
■土曜日/06-4790-8110(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
■日曜日/06-6203-7650(社)全国消費生活相談員協会
※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ホームページ「消費生活事典」
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>

くらしの商品安全だより

製品の事故情報
などを毎月
お知らせします

雷の多い季節がやってきます

夏に多い雷は、強い日差しで地表付近が熱せられたり、上空に冷たい空気が入ることで大気の状態が不安定な場合に発生しやすくなります。木や鉄塔など高いもののほど、落雷を引き寄せる傾向があります。特にグラウンドやゴルフ場など開けた場所では、人体に直接落雷を受けてしまうこともあり危険です。雷鳴が聞こえてきたら、早めに建物や車内に入りましょう。



落雷は火災や電気製品の破損を招くこともあります

事例 木造2階建て住宅の2階台所から出火、台所とエアコンを焼いて自然鎮火した。

事故時には、落雷警報が出ており、2階屋根の鬼瓦と屋根裏が破損し、室内機が著しく焼損しており、室外機と室内機をつなぐ配管に焼けの痕跡がみられることから、落雷(直接雷)により過電流が流れたため、出火したものと推定される。(NITEホームページから抜粋)

毎年、雷による
電気製品の被害が
発生しています!



雷から電気製品を守るために

- 使用しない電気製品はコンセントからプラグを抜いておきましょう。こまめにコンセントからプラグを抜くことで雷による被害を防ぐだけでなく、無駄な電力を削減できます。
- テレビアンテナのケーブルや、電話線もはずしておけば落雷被害をより効果的に防ぐことができます。
- 電気製品が故障したと思われる場合は、購入店またはメーカーへ相談しましょう。
- 落雷による火災や電気製品等の破損が起きた場合、多くは火災保険により補償されます。保険内容について確認しましょう。

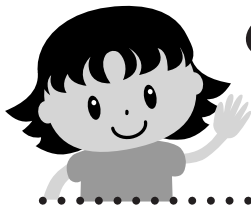


「くらしの商品安全だより」は、(独)国民生活センターや(独)製品評価技術基盤機構(NITE)などから収集した情報をもとに、事故の未然防止・再発防止のために作られています。特定の商品・サービスを推奨するものではありません。無断転載はお断りいたします。

◆大阪府消費生活センター 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 (OMMビル) ☎06-6945-0711

◆大阪市消費者センター 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 (ATC) ☎06-6614-7521

◆企画・編集：(財)関西消費者協会 ☎06-6945-1100 ◆デザイン：(株)RGB ◆印刷：(株)ケーエスアイ



くらしと読者アンケート



今後のくらしと作成の参考にするため、アンケートにご協力ください。
該当する箇所に○をつけてください。

① どこで入手されましたか？

- ア. 消費生活相談窓口() 市・町・村)
イ. 市区役所・町村役場() 市・区・町・村)
ウ. 公共施設(地下鉄、図書館など) エ. 銀行、スーパー
オ. その他()

② 入手された目的は何ですか？

- ア. 消費生活に関する情報を入手するため イ. イベントや講演会などを知りたいため
ウ. その他()

③ どの記事に一番興味を持ちましたか？

- ア. 行ってみよう!、クイズ(1ページ) イ. ニュース(1ページ)
ウ. テーマ記事【環境に配慮した商品選び〜グリーン購入法〜】(2〜3ページ)
エ. トラブルQ&A(3ページ) オ. お知らせ(4ページ)
カ. くらしの商品安全だより(裏面)

④ 字の大きさやレイアウトはいかがですか？

- ア. ちょうど良い イ. 字が小さく読みにくい ウ. その他()

⑤ お住まいはどちらですか？

- ア. 大阪市内 イ. 大阪府内(大阪市を除く) ウ. 大阪府以外

⑥ 年齢はいくつですか？

- ア. 10歳代 イ. 20歳代 ウ. 30歳代 エ. 40歳代 オ. 50歳代
カ. 60歳代 キ. 70歳代以上

⑦ 職業は何ですか？

- ア. 学生 イ. 勤め人等 ウ. 家事専業 エ. その他()

⑧ ご意見、ご要望がありましたら、ご記入ください。

..... ありがとうございます。下記の番号へFAXしてください。(締め切り日:6月30日)

読者アンケート係 **FAX 06-6945-1108**